

主な農業制度資金金利一覧表

令和8年2月19日

資金名	貸付対象者	融資機関 (※①)	償還期間 区分	基準 金利 (%)	県利子 補給率 (%)	長期協会 (※②) 利子助成率 (%)	貸付 利率 (%)	利子助成期間等
農業近代化資金	農業を営む者	農協・信連等・銀行等	—	3.95	1.25	—	2.70	※③かつ④を満たす場合又は⑤に該当する場合は、貸付当初5年間の貸付金利を0%に引き下げる措置(上限2%)がある。
			償還期間問わず借入後5年間	3.95	1.25	2.00	0.70	※貸付当初5年間の貸付利率を0%(上限2%)に引き下げ、また5年経過後は償還期間に応じて貸付金利を引き下げる措置(なお、既往借入残高含め通算2億円が上限)
	償還期間	6年	3.95	1.25	0.95	1.75		
		7年	3.95	1.25	0.85	1.85		
		8年	3.95	1.25	0.75	1.95		
		9年	3.95	1.25	0.75	1.95		
		10年	3.95	1.25	0.65	2.05		
		11年	3.95	1.25	0.55	2.15		
		12年	3.95	1.25	0.45	2.25		
	13年	3.95	1.25	0.45	2.25			
14年	3.95	1.25	0.35	2.35				
15年	3.95	1.25	0.25	2.45				
認定農業者 (地域計画の目標地図に位置づけられた者又は農地中間管理機構から農地を借り受けた者に限る)	経営展開計画(※④)を作成した者	農協・信連等・銀行等	借入後5年間	3.95	1.25	2.00	0.70	※貸付当初5年間の貸付利率を0%(上限2%)に引き下げる措置(既往借入残高含め通算2億円が上限)
			償還期間問わず5年経過後	3.95	1.25	—	2.70	
経営展開計画を作成していない者	農協・信連等・銀行等	借入後5年間	3.95	1.25	2.00	0.70	※貸付当初5年間の貸付利率を0%(上限2%)に引き下げる措置(既往借入残高含め通算2億円が上限)	
		償還期間問わず5年経過後	3.95	1.25	—	2.70		
農業を営まない団体	農協	—	—	3.95	1.25	—	2.70	—
		信連等・銀行等	—	—	3.10	0.40	—	2.70
農業経営負担軽減支援資金	※⑥	農協・信連等・銀行等	—	3.95	1.25	—	2.70	※⑤のアに該当する場合は、貸付当初5年間の貸付利率を0%に引き下げる措置(上限2%)がある。

資金名	貸付対象者	融資機関	償還期間 区分	貸付 利率 (%)	利子助成期間等
農業経営基盤強化資金【スーパーL】	認定農業者	日本政策金融公庫	5年以下	1.65	地域計画の目標地図に位置付けられた者、農地中間管理機構から農地を借り受けた者、※⑤又は※⑥に該当する場合は、貸付当初5年間の貸付利率を0%に引き下げる措置(上限2%)がある。
			5年超6年以下	1.75	
			6年超7年以下	1.85	
			7年超9年以下	1.95	
			9年超10年以下	2.05	
			10年超11年以下	2.15	
			11年超13年以下	2.25	
			13年超14年以下	2.35	
			14年超15年以下	2.45	
			15年超17年以下	2.55	
			17年超18年以下	2.65	
18年超25年以下	2.70				
農業経営改善促進資金【スーパーS】	認定農業者	農協	—	2.15	—

※①「融資機関」において「農協」とは単位農業協同組合を、「信連等」とは、信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫を、「銀行等」とは銀行、信用金庫及び信用組合をいう。

※②「長期協会」とは、公益財団法人農林水産長期金融協会をいう。

※③農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定新規就農者(同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。)又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対して、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、県の利子補給承諾が行われた農業近代化資金、及び貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金(限度額:個人3億円、法人10億円、負債整理関係資金を除く)。【補助残融資を除く】

※④「経営展開計画」とは、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日27経第2598号)に規定する、TPP等による経営環境変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る計画であり、その計画の実行により経営改善が見込まれると判断されたものをいう。【TPP等関連対策以外の補助残融資を除く】

※⑤令和7年4月1日から令和8年3月31日までに県の利子補給承諾が行われた農業近代化資金(イのみ)及び農業経営負担軽減支援資金(アのみ)、及び貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金(イのみ、負債整理関係資金を除く)について、
ア ウクライナ情勢に伴う原油価格高騰等の影響により経営に影響が発生していること等を融資機関が確認できたもの。【補助残融資は対象】
イ (別表)に該当する災害の影響により損害を受けたことの証明を市町長から受けたもの。【災害復旧に係る事業の補助残融資に限り対象】

※⑥「農業経営負担軽減支援資金」の貸付対象者は、「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月20日16経第8953号農林水産省経営局長通知)第2の1に掲げられている負債の償還が困難となっている者である。

(別表)

1	令和6年能登半島地震
2	令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨
3	令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨
4	令和6年9月20日から9月23日までの間の豪雨
5	令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨